

1. 維持管理に関する計画

表2-1-1 維持管理計画書

施設の維持管理方法	一般廃棄物の受入れ方法	1. 一般廃棄物の受入れ方法 (P2-7) のとおり		
	施設作業時の維持管理方法	2. 埋立管理 (P2-8) 3. 施設管理 (P2-8) 4. 浸出水処理施設の維持管理について (P2-9) 5. モニタリング (P2-9) のとおり		
	施設整備・点検の頻度	6. 施設の点検計画 (P2-10) のとおり		
	埋立終了後の施設の維持管理方法	7. 埋立終了から廃止までの維持計画 (P2-14) のとおり		
維持管理に関する記録及び閲覧方法	8. 維持管理の記録及び記録閲覧の方法 (P2-15) のとおり			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの性状	ばいじん (g/Nm ³)			
	硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)			
	窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)			
	塩化水素 (mg/Nm ³)			
	ダイオキシン類 (ng/m ³ -TEQ)			
放流水の水質	PH (水素イオン濃度)	6.5~8.5	5.8~8.6	1ヶ月に1回以上
	BOD生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	20以下	
	COD化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—	
	SS浮遊物質 (mg/L)	10	10以下	
	ダイオキシン類 (ng/m ³ -TEQ)	10	10以下	
	その他の排水基準項目	—	—	基準省令で定める排水基準以下
異常時の連絡体制	別紙 (§ 6.6-9 緊急連絡体制図)			

1) 維持管理基準

維持管理基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）。

表2-1-2 維持管理基準（1）

基 準	措 置 内 容
飛散・流出 （第1条第2項第1号）	埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。
悪 臭 （第1条第2項第2号）	最終処分場の外に悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
火 災 （第1条第2項第3号）	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を整えておくこと。
衛生害虫等 （第1条第2項第4号）	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。
囲 い （第1条第2項第5号）	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 埋立が終了した埋立地を埋立以外の用に供する場合には、埋立地の周囲に設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。
立 札 （第1条第2項第6号）	一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
擁壁等の点検 （第1条第2項第7号）	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
遮水工の砂等による被覆 （第1条第2項第8号）	埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。
遮水工の点検 （第1条第2項第9号）	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。
地下水の水質検査 （第1条第2項第10号）	埋立地からの浸出水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排水された地下水の水質検査を次により行うこと。 イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ記録すること。 ただし、地下水等の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りではない。

表2-1-3 維持管理基準 (2)

基 準	措 置 内 容
地下水の水質検査 (第1条第2項第10号)	<p>ロ 埋立処分開始後に地下水等検査項目について一年に一回(ただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に1回)以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第1条第2項第11号)	<p>地下水の水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>
被覆型埋立地における雨水流出防止 (第1条第2項第12号)	<p>雨水が入らないよう必要な措置が講じられている埋立地にあつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない一般廃棄物のみを埋立てる埋立地については、埋立地に雨水が入らないよう必要な措置を講ずること。</p>
調整池の点検 (第1条第2項第13号)	<p>調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>
浸出液処理設備の維持管理 (第1条第2項第14号)	<p>維持管理計画書 7.3) 点検内容と対策 ④その他施設の対策を講じる。</p> <p>維持管理計画書 7.3) 点検内容と対策 ③浸出液処理施設の対策を講じる。</p> <p>PH、BOD、COD、SSについて、月1回以上測定を行い記録する。</p> <p>表2-1-5の排水基準等に係る項目について、年1回以上測定を行い記録する。</p>
浸出液処理設備の維持管理 (第1条第2項第14号2)	<p>PH、BOD、COD、SSについて、月1回以上測定を行い記録する。</p> <p>表2-1-5の排水基準等に係る項目について、年1回以上測定を行い記録する。</p>
開渠等の維持管理 (第1条第2項第15号)	<p>導水管等の防凍措置は、管の埋設時における掘削深は、凍結深度を確保し凍結防止に対応する計画とします。</p> <p>埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部が埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>盛土堰堤は周囲の現地盤より高いため、降雨が周囲から流入することはない。</p>

表2-1-4 維持管理基準(3)

基 準		基 準
発生ガスの排除 (第1条第2項第16号)	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	法面ガス抜き管および堅型ガス抜き管を設置する。
開口部の閉鎖 (第1条第2項第17号)	埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いより開口部を閉鎖すること。	厚さ100cm以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖する。
	雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない一般廃棄物のみを埋立てる埋立地については、遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	
覆いの損壊防止 (第1条第2項第18号)	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	最終覆土H=1.00mを被覆し植生を施す。
残余容量の測定及び記録 (第1条第2項第19号)	残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録する。
記録の作成及び保存 (第1条第2項第20号)	埋立てられた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋立てられた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

表2-1-5 放流水の検査項目及び基準値

有害物質の種類	排水基準
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.2mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	50mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³ 以下

※「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」については、1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

表2-1-6 地下水の検査項目及び基準値

有害物質の種類	基準値
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.0005mg/L 以下
カドミウム	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1.0mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

維持管理計画書

1. 一般廃棄物の受入れ方法

1) 事前の確認

一般家庭から収集されたごみ以外の事業系排出者及び直接搬入者から処分依頼があった場合、一般廃棄物の情報（種類、発生工程、量、性状等）を確認し、適正な処理を行うよう排出者に注意を促す。

2) 受入作業

① 一般家庭からパッカー車等により収集されたごみ以外の事業系及び直接搬ごみについては、内容物を確認する。

② 受入、受付の管理については、従業員に対応を徹底させるためマニュアルを作成する。

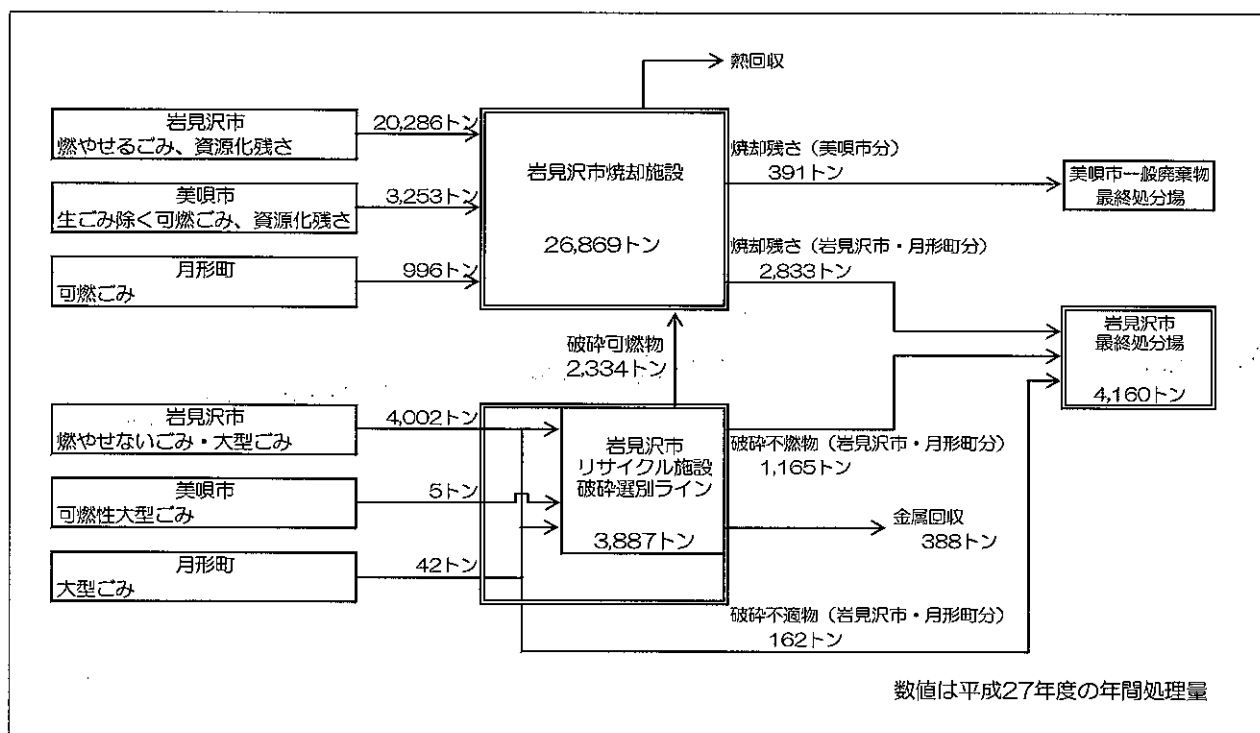


図2-1-1 広域ごみ処理の概要フロー

2. 埋立管理

1) 埋立作業

荷下ろしされた廃棄物は、埋立エリアに層状に敷均し転圧を行う。この際粉じんの発生がある場合には、覆土を行い防止する。

2) 飛散・流出防止措置

受け入れた一般廃棄物が飛散・流出しないように、適宜覆土を行う。また、埋立地の周囲には、飛散防止機能を兼ねた侵入防止柵を設置する。

3) 悪臭防止措置

悪臭が発生する恐れのある一般廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて消臭剤を散布する。

4) 火災発生防止措置

火災の発生を防止するために、覆土作業を行う他、可燃性廃棄物に対する火災防止については、消火器及び防火水槽設備を設置しており速やかに消火作業対策を行う。

5) ねずみの発生および蚊、はえその他害虫の発生防止措置

衛生害虫等が発生する恐れのある一般廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて薬剤の散布等を行う。(利害関係機関と協議の上)

3. 施設管理

1) 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入ることが出来ないように柵を設置する。

2) 一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札等については、常に見やすい状態にしておくとともに、表示する内容に変更が生じた際は、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。

3) 受け入れた一般廃棄物が、遮水工を損壊する恐れがある形状の場合は、遮水工付近に埋立は行わないか、若しくは遮水工を砂等で保護を行った後に埋立を行う。

4) 埋立地から発生するガスを排除するためにガス抜き管を設置する。

5) 埋立地の残余容量については、正確な残余容量と埋立残余年数を把握・検証するため、年1回以上測量による測定を行い記録する。

6) その他

① 埋立作業マニュアルを作成し、従業員に周知・徹底を図る。

4. 浸出水処理施設の維持管理について

- 1) 放流水の水質が、基準省令に定める排水基準等に適合するよう的確に維持管理する。
- 2) 低水期には、必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行うことにより槽内微生物の保持を図る。
- 3) 増水期には、流量調節機能を確保するため、事前に調整池の貯留量を削減したり堆積物を除去したりしておく。また、各プロセスにおいて、溶存酸素不足とならないよう留意する。
- 4) 高負荷時および低負荷時には、各処理槽における滞留時間、pH及び薬注量の調節等を行い対応する。
- 5) 第1中和槽に蒸気の着水により温度を一定に保ち、水温低下時における対策を行う。
- 6) その他
 - ① 浸出水処理設備管理マニュアルを作成し上記の維持管理について、従業員に周知・徹底を図る。
 - ② 当該マニュアルで解決できない問題が発生した場合は、専門家に相談し、施設の稼働状況を良好な状態に保つための措置を行う。

5. モニタリング

1) 放流水

放流水の測定結果に基準値超過等の異常が確認された場合には、直ちに放流を停止し速やかに関係機関へ連絡するとともに、原因究明のための調査を行う。

- ① PH（水素イオン濃度）、BOD、SS、CODについて、月1回以上の測定を行い記録する。
- ② 表2-1-5の排水基準等に係る項目について、年1回以上の測定を行い記録する。

2) 地下水

最終処分場周縁の地下水水質への埋立地からの浸出水による影響の有無を判断するため、埋立地の上流側と下流側に観測井を設置し、以下の、②の頻度で水質検査を実施する。

漏水検知システム又は地下水観測井で、異状を感知した場合には、地下水集排水設備において測定を行う他、測定結果に基準値超過が確認された場合には、速やかに関係機関への連絡を行うとともに対策を講ずる。また、水質の悪化においても原因究明の調査等を行う。

- ① 埋立開始前に表2-1-6地下水検査項目および電気伝導率、又は塩化物イオン濃度の測定を行い、記録する。
- ② 埋立開始後、電気伝導率、塩化物イオン濃度、PH（水素イオン濃度）を月1回以上、表2-1-6地下水検査項目を年1回以上測定し記録する。

3) 浸出水

浸出水処理施設を適正に維持管理するため、浸出水（原水）について、以下のモニタリングを実施する。

- ① PH（水素イオン濃度）、BOD、SS、CODについて、月1回以上の測定を行い記録する。
- ② 維持管理において、浸出水の水質検査項目は処理水表2-1-5の水質検査項目37項目に、PH、BOD、SS、COD、窒素、リンの6項目を加えた全43項目とする。

6. 樋管工の運転指針

1) 操作の方法

樋管等は、次に定めるところにより操作するものとする。

- ① 本川から雨水調整池への逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全開にしておくこと。
- ② 本川から雨水調整池への逆流が始まる時点で、樋管のゲートを全閉すること。
- ③ 樋管のゲートを全閉した場合において、雨水調整池の樋管量水位が外水位より高くなったときは、速やかに樋管ゲートを全開すること。ただし、再び本川から雨水調整池への逆流が始まる時点では、前項による操作を行うこと。

2) 操作の通知

「操作の方法」に基づき、樋管のゲートを全開若しくは全閉したとき、又は事故が発生したときは、速やかに岩見沢市建設部及び北海道建設管理部に通知すること。

7. 施設の点検計画

施設の機能維持に影響を与える異常を早期に発見するため、各施設の点検管理における管理項目、点検頻度、点検方法等を次のとおり定める。

1) 点検の種類

- ① 日常点検 周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異常の早期発見を目的として実施する点検
- ② 臨時点検 大雨、地震等の異常が起きた際に実施する点検

2) 点検管理

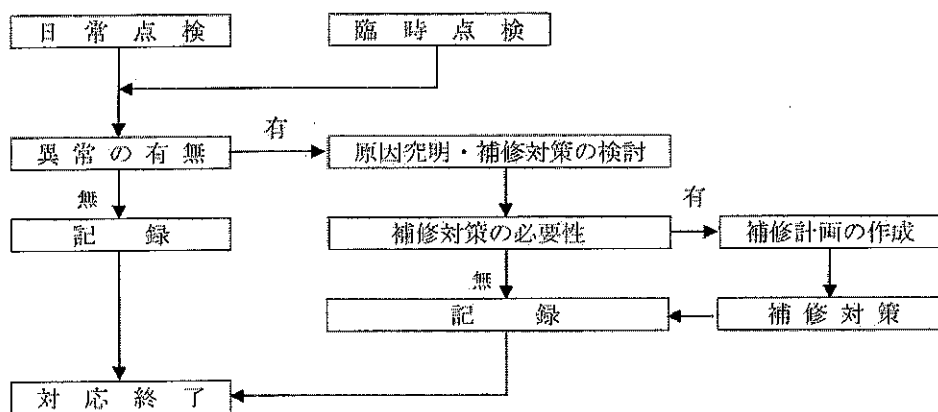


図2-1-2 点検フロー

3) 点検内容と対策

① 流出防止工（盛土堰堤工）

点検項目	①堤体への廃棄物・土砂の堆積 ②堤体への雑草の繁茂・植生 ③堤体からの漏水 ④堤体の亀裂 ⑤堤体の膨潤 ⑥堤体の沈下	⑦小段の浸食、崩壊 ⑧法面の浸食、洗掘 ⑨法面のはらみだし ⑩法面の崩壊、崩落 ⑪基礎地盤の沈下 ⑫地山の滑落、崩壊
点検頻度	①～⑤、⑦～⑩、⑫ : 週1回以上 ⑥、⑪ : 3ヶ月に1回以上	
点検方法	①～⑤、⑦～⑩、⑫ : 目視 ⑥、⑪ : 測量により計測	
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抑え盛土工法 ・ 土留擁壁の施工 ・ 排水溝の設置 ・ その他 	

② 遮水工

点検項目	①保護マットの穴あき、引き裂き傷、ひび割れ ②保護マットの異常な伸び ③保護マットの膨らみ、へこみ、突っ張り ④保護マットの剥がれ ⑤降雨後の湛水状況 ⑥マットの劣化状況（ひび割れや接続部のはがれ等の発生） ⑦保護マットの接合部の剥がれ、口あき ⑧漏水検知システムの記録の確認 ⑨漏水検知システムの測定機器及び検知電極用ケーブルの配線状況
点検頻度	①～⑧ : 日1回以上 ⑨ : 年1回以上
点検方法	①～⑧ : 目視（埋立済みの箇所は、地下水のモニタリング結果）
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷箇所の取り替え、接合部の接合直し ・ 補修材による修復 ・ 埋立済みの箇所の場合は、廃棄物を掘り起こし補修する ・ その他

③ 浸出水処理施設

点検項目	①浸出水の水量、水温、水質 ②運転条件の設定、見直し ③各処理設備、機器類
点検頻度	①：目視 日1回以上、測定は月1回以上 ②：必要に応じて ③：目視 日1回以上、計測は月1回以上
点検方法	①：流量計および水質分析等 ②：水量、水質データ ③：目視、計測等 ※浸出水処理設備管理マニュアルにしたがって実施する。
補修対策	・異常箇所は、速やかに部品交換等補修する ・必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行う ・その他

④ その他施設

点検項目	①ガス抜き管（露出部の管の損傷やバンドのハズレ等） ②飛散防止設備（ネットの破れや支柱の傾き等）、 門扉（支柱や格子の破損等）、 囲い（ネットの破れや支柱の傾き等）、 立札（破損や文字の消え） ③調整池（遮水工に準ずる） ④その他
点検頻度	①～④：日1回以上
点検方法	①～④：目視
補修対策	・異常箇所は、速やかに補修する ・その他

4) 樋管工の管理

(1) 点検及び整備

樋管の管理者(岩見沢市)は、樋管等を操作するため必要な機械器具等について、点検及び整備を行い、常に良好な状態に保つものとする。

① この点検及び整備は、原則として、毎月1回実施するものとする。

② この点検の内容は、点検(外観、機能、損傷等)と整備(注油、掃除、障害物除去)等とし、施設及び設備について異常の有無の点検と機能の保持のための運転、整備、掃除、障害物除去等、項目に従い操作上の安全確保のための点検を行うものとする。

5) 雨水調整池の管理

(1) 点検及び整備

雨水調整池の管理については、その機能を完全に保ち、かつ、その機能を十分に発揮させるため、次の事項に留意して点検及び整備を行うものとする。

- ① 調整池、オリフィス及び関係施設を定期的に点検すること。
- ② 豪雨、地震等の直後は、その都度、堤体の細部にわたり点検すること。
- ③ 土堰堤については、適時、除草を行い、堤体が安全であることを確認すること。
- ④ 護岸及び法面において、崩壊その他調整機能に影響のある状態を認めるときは、直ちに補修すること。
- ⑤ 土砂の堆積が計画堆砂量に達したときは、直ちにこれを排除すること。
- ⑥ 施設の管理者は、調整池の管理を適切に管理するため、前項までの点検、整備及びその他必要な措置を取ったときは、その日時、場所、理由、内容その他必要な事項を記録し保管すること。

(2) 雨水調整池の管理

雨水調整池には、流域から流出する土砂の河川への流出を抑制するための泥溜を設けている。

雨水調整池の管理としては、この泥溜に係る次の管理を行うものとする。

- ① 降雨終了後において、泥溜容積内に雨水が滞留することが想定されている。この雨水の長期の滞留は、衛生害虫の発生や臭気による周辺環境への影響が懸念されることから、吐き口部に設置される角落とし（調整池内滞留水の排除口）を全開にし、泥溜内の雨水を速やかに河川へ放流するものとする。
- ② 泥溜内の堆砂等は、少なくとも1年に1回以上排砂するものとし、その排砂は流域内の土砂であることを前提として、最終処分場の覆土として利用することを基本とする。

8. 埋立終了から廃止までの維持管理

埋立終了後の施設の維持管理については、埋立中と同様にして管理を行うこととし、廃止基準への適合性については、次により確認を行う。

- 1) 厚さ100cm以上の最終覆土を行い、悪臭の発生を防止する。
- 2) 発生ガスはガス抜き管から速やかに排出することとして、厚さ100cm以上の最終覆土を行い、火災の発生を防止する。
- 3) 厚さ100cm以上の最終覆土を行い、衛生害虫の発生を防止する。
- 4) 表2-1-6地下水点検項目について、廃止するまで年1回以上の測定を行い記録する。
- 5) 地すべり防止工、沈下防止工、盛土堰堤、堰堤設備、遮水工等が、構造基準に適合していることを確認する。
- 6) 表2-1-5の排水基準等に係る項目については年1回以上、水素イオン濃度、BOD、SSについては月1回以上測定を行い記録する。
保有水が排水基準等に適合後は、
 - ① 水素イオン濃度、BOD、SS、CODについて、3ヶ月に1回以上の測定を行い記録する。
 - ② 表2-1-5の排水基準等に係る項目について、6ヶ月に1回以上の測定を行い記録する。
- 7) 発生ガスの確認
 - ① 埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど、気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにする。
 - ② ガスの発生量の測定は、ガス抜き管からガス発生の可能性のある廃棄物を埋め立てた位置等、適当な箇所を選定して流量の測定を行う。
 - ③ 埋立地上部の植物の枯死や目視によるガスの発生が認められるなど、埋立地からガスが発生している可能性があつて付近に通気装置がない場合は、そこに採取管を設置して測定する。
 - ④ 流量の測定は、超音波流量計、熱式流量計等により行うが、メタンガスによる爆発の恐れがある場合には、防爆式の計器を使用する。
 - ⑤ 測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は、3ヶ月に1回程度とする。
- 8) 埋立地の内部が周辺の地中温度と比べ、異常な高温になっていないか確認する。
地中温度の測定は、ガス抜き管等から熱電対などの温度計を用いて行い、埋立地内部と周辺の地中温度の差が20℃未満であることを確認する。
- 9) 厚さ100cm以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖する。
- 10) 周辺地域の生活環境保全上の支障が生じていないことを確認する。

9. 維持管理の記録および記録閲覧の方法

1) 記録の作成および保存について

法令で定める施設の点検および水質検査の結果については、記録を作成し管理事務所に閲覧場所を設け、施設が開場している日（開場日は毎年作成する営業日カレンダーによる）の9時～17時までの間、閲覧可能とする。また、平成23年4月1日より廃掃法の改正に伴い、インターネットによる維持管理状況を公表する計画とします。

（閲覧の求めがあった場合は、正当な理由がない限り閲覧を拒まない）

2) 閲覧する内容

表2-1-7 記録閲覧表

内 容	据え置く期限
埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量	・ 翌月の末日までに据え置く
擁壁等の点検を行った年月日およびその結果	・ 点検を行った日の属する月の翌月の末日までに据え置く
擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	・ 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに据え置く
遮水工の点検を行った年月日およびその結果	・ 点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
遮水工の点検の結果、遮水工の遮水効果が低下する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	・ 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所 水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 水質検査の結果の得られた年月日 水質検査の結果	・ 結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日	・ 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
上記措置の内容	・ 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
調整池の点検を行った年月日およびその結果	・ 点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
調整池の点検の結果、調整池が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	・ 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
浸出水処理施設の点検を行った年月日およびその結果	・ 点検を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置く
浸出水処理施設の点検の結果、浸出水処理施設の機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	・ 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置く
導水管の防凍措置は、点検結果等（施行規則第4条の7第4号ト）について記録する	・ 点検を行った年月日及びその結果 ・ 点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異常が認められた場合に必要措置を講じた年月日及び当該必要な措置内容
残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録する	・ 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置く

